

広報あじす

お知らせ版

AJISU

昭和60年

№.165

9 / 20

広報あじす 毎月5日 発行

お知らせ版 毎月20日 発行

山口県吉敷郡阿知須町

発行 阿知須町役場

電話 4111番(代) ☎754-12

印刷 よしの印刷株式会社



長寿をみんなでお祝い

敬老会に423人が出席

れる十人の代表・江口茂一兵衛さん(中村)へ町から記念品が、米寿を迎えられる十四人の代表・古谷フジさん(赤迫)へ町社会福祉協議会から記念品がそれぞれ贈られました。

県知事(代理、中部社会福祉事務所長)重村勇・町議会議長が祝辞。宮本憲吾君(阿小、砂一)杉永郁恵ちゃん(井小、旦北)上野めぐみさん(阿中、繩南)が児童・生徒を代表して「元気で長生きしてください」と、作文を朗読しました。これに対し、お年寄りの代表・田辺正人さん(岩西)が感謝の言葉を述べ、藤村忠明さんが「老人の主張」と題して講演。

このあと、出席者お待ちかねの余興があり、阿知須婦人会など三団体、三個人が歌や踊りの芸を披露。お年寄りは町からの弁当を食べながら楽しいひとときを過ごしました。なお、現在町内の六十五歳以上のお年寄りは約千四百人、町民全体の約一六・五%を占めており、年々この割合が増えています。

町主催の敬老会が九月十四日に町公民館三階の大講堂で行われ、長寿を祝いました。八百六十五人のお年寄りを招待しましたが、約半数の四百二十三人が出席し、会場は満員。式では三好正之町長が長寿のお祝いの言葉を述べ、今年度から敬老年金を受けられる四十七人のお年寄りの代表として山田秀雄さん(小南)に年金証書を贈りました。また、今年度九十歳になら

(写真は満員となった敬老会で踊りを披露する阿知須婦人会)

各課からのお知らせ

役 場 4111
教育委員会 2022

保健衛生課

有線 2122

一般健康診査を実施中

老人保健法による健康診査を次のとおり実施中です。
まだの人はぜひ診査を受けて、自分の健康状態をつかむようにしてください。

▽期間 九月中(休日を除く診療時間内)
▽場所 新井医院・共立病院

同仁病院
▽対象者 四十歳以上。ただし現在病氣加療中の人や健康診査を行っている事業所の勤務者は除きます。

▽その他 診査を受けるときは受診券(区長から対象者に配布)と自己負担金百円を医療機関の受付に出してください。

さらに精密診査を受けるときは六百円必要ですが、老人医療をうける資格のある人はいずれも負担金はいりません。他の検査や発見された病氣

の治療を行った費用は、各自の負担となりますので健康保険証を忘れずに。
犬は正しく飼いましよう

犬の糞の後始末については再三にわたりお願いしていますが実行されません。
住民の方より苦情の電話がかかってきますが、犬の散歩をされる飼主の人も他人の迷惑を考えて環境美化にご協力ください。

また、放し飼いは禁止されており、咬つき事故の原因にもなりますので必ずつないで飼いましよう。

食中毒に注意を

食中毒は七月～十月に集中しています。

原因施設のトップは飲食店つづいて家庭です。
食中毒予防の三原則は、清潔、迅速、温度管理ですが、特に冷蔵庫を過信しないでください。



企画課

有線 2144

県民手帳をあっせん中

県は毎年「県民手帳」を発行していますが、来年度の申し込みを受け付けています。

この手帳は、日記欄のほか県内の統計資料なども収録しており、持ち歩ける情報源として非常に便利なものです。
各地区の区長さんに予約申し込み書を配布していますので、希望者は十月九日(水)までにお申し込みください。一冊三百円です。

県が「浄化槽法」の説明会を開催

浄化槽法が十月一日から施行され、浄化槽事業を営むとする者は、営業所ごとに浄化槽設備士を置いて、県に登録または届け出をしなければなりません。

県では、この説明会を十月上旬に開催することになっています。

くわしくは、山口県土木建築部監理課建設係(電話山口②二二一一)または、山口土木事務所総務課行政係(電話山口②一〇七〇)へおたずねください。

水道課

有線 2141

水道加入のおすすめ

水道課では最近各地区の井戸水の水质検査を行いました。それにより、三十一件中、二十八件が飲用に適さないことがわかりました。

主な原因としては、大腸菌群が検出される、一般細菌が基準値より多く、PH値が基準範囲内に納まっていないとい

うことがあげられます。

また、ボーリング井戸ではフッ素が基準より多く検出されるものがありました。

井戸水の水質は季節によって変化します。しかし水道水はいつでも飲用に適するよう常に衛生管理がされています。安心していつでも飲用することができると水道への加入をおすすめします。

なお、今まで井戸水で、新たに水道へ加入される場合、現在の配管がそのまま利用できる場合もありますので、事前に水道課へご相談ください。

国勢調査にご協力ください



調査基準日 10月1日(火)
調査の期間 9月24日(火)
 10月7日(月)

期間中、調査員がみなさんのご家庭を訪問しますので、よろしくお願ひします。
特に、犬は放し飼いにせず、きちんとつないでおいてください。

町民健康体力 づくりの集い

10月10日

十月十日の「体育の日」にちなんで「町民健康体力づくりの集い」を勤労者体育センターで、次のとおり開きます。誰でも参加出来ます。会場で申し込みを。



- ▽スポーツテストコーナー (午前十時～午後三時)
- ▽健康相談コーナー (午前十時～午後三時)
- ▽軽スポーツコーナー (午後十時～午後三時)
- ▽おらが町ナンバーワンコーナー

種目：縄とび、一人羽根つき、弓道、竹馬、リンボ、ターツ、お手玉(三個) 輪投げ、逆立歩き、握力、背筋力、垂直跳び、立幅跳び、立位位前屈、肺活量、ジグザグドリブ

ル、反復横跳び、時間往復走 (午前十時～午後三時)

総合優勝は砂郷

町内球技大会

第三十四回町内球技大会が九月一日、阿知須中学コートを中心に開催されました。当日は各種目に選手、応援に約千人が参加、熱戦が展開され成績は次のとおりでした。

- ▽一般バレーボール
- ①砂郷 ②縄田 ③旦岡、玉川
- ▽婦人バレーボール
- ①砂郷 ②小古郷 ③鴨生原、縄田
- ▽インディアカ男子
- ①東条 ②縄田 ③鴨生原、中西
- ▽インディアカ女子
- ①砂郷 ②飛沖 ③東条、赤浜
- ▽卓球
- ①赤浜 ②小古郷 ③砂郷、引野
- ▽総合
- ①砂郷 ②小古郷、縄田

秋の交通安全健民運動

九月二十一日～三十日

思いやり みんなのための交通安全をスローガンに秋の交通安全健民運動が展開されます。期間は九月二十一日(土)から三十日(月)までの十日間。今回の運動の重点目標は次の三つです。



- シートベルトの正しい着用
- 若年運転者の交通事故防止
- 歩行者および自転車利用者、特に高齢者の交通事故防止

ことしの町内における交通事故発生状況は表のとおりで発生件数はやや減少しています。しかし、小郡署管内は激増していますので、引き続き安全運転を心がけましょう。

町職員を募集

町では町職員を次のとおり募集しています。

- ▽受付期間 九月二十一日(金)～十月十五日(火)
- ▽試験区分、職種、採用予定人員、受験資格下表のとおり
- ▽申し込み・問い合わせ先

町総務課町民相談係(電話四一一一、有線二一一六)

| 試験区分 | 試験職種 | 採用予定人員 | 受験資格 |
|-------|-----------------|--------|---|
| 大学卒程度 | 技術職員 (土木技術者) | 1名 | 昭和37年4月2日以降に生まれた者で学校教育法に規定された大学(短期大学を除く)の卒業見込みであるもの |
| 高校卒程度 | 事務職員 | 1名 | 昭和41年4月2日から昭和43年4月1日までに生まれた者で、学校教育法に規定された高等学校を卒業した者 |

阿知須町内交通事故発生件数

(8月末まで)

| | 59年 | 60年 | 増減 |
|------|-----|-----|-----|
| 発生件数 | 81 | 64 | -17 |
| 死者 | 1 | 0 | - |
| 重傷 | 6 | 4 | -2 |
| 軽傷 | 20 | 22 | +2 |

公給領収証を 受け取りましょう

料理飲食等消費税は、みなさんが料理店・バー・旅館などを利用されたときに課税される県税で、料理店などの経営者の人が県に代って料金とつしよにこの税金を徴収して県に納める仕組みになっています。

そのとき経営者の人は、この税金を受け取ったしよとして「県が交付した公給領収証」をお渡しすることになります。

| お店の区分など | 税 額 | 公給領収証 |
|-----------------------|--|------------------------|
| 料理店・小料理店 バー・キャバレー | 料 金 の 10 % | すべて交付されます |
| 旅 宴会など遊興を伴うとき | | |
| 館 宿泊の場合 (1人1泊につき) | 5,000円を超えるとき…2,500円を控除した差額の10% | 税金のかかるときは すべて交付されます |
| | 5,000円以下のとき…税金はかかりません | |
| 飲食店・大衆食堂 喫茶店など | 1人当たり2,500円を超えるとき…料金の10% | すべて交付されます |
| | 1人当たり2,500円以下のとき…税金はかかりません | |
| 料理店・仕出し屋などから仕出しを受けたとき | | |
| 指定された食券食堂 | 1品の価格が1,000円を超えるとき…料金の10% 1品の価格が1,000円以下のとき…税金はかかりません | 交付されません |

※知事の承認を受けた会計機で作成された領収証は公給領収証に代わるものとして取扱われます。

おし らせ



赤い羽根募金運動

十月一日から始まります

「赤い羽根」で親まれている国民助け合いの共同募金が、今年も十月一日から全国一斉に行われます。

助け合いの心—お互いに困ったときは助け合い、住み

よい地域社会をつくる活動に、進んで参加しよう—という一人ひとりのやさしさを行動で表わすもの、それが赤い羽根です。

去年は、町内で百七十一万

原爆被爆者の実態調査にご協力を

厚生省では、原爆被爆者について実態調査を十月三日(木)に実施します。

この調査は、被爆者の方々の生活、健康などの状況を総合的に把握するとともに、原爆による死没者の状況を得るために実施されます。八月一日現在で被爆者健康手帳を持っているすべての人に、十月二日までに調査票が山口県衛生部医務課から郵送されますので、ご協力をお願いします。

また、厚生省ではこの調査とあわせて官公署、企業、団

六千七百八十六円がみなさんから寄せられました。この浄財は、恵まれない子どもやお年寄り、身障者の方の福祉のために役立てられました。

今年も、一戸あたり六百円を目標に募金活動を行ないます。みなさんの温かいお気持ち



閉館のお知らせ

県立山口図書館、県点字図

電話山口②三二二一、内線二六一五番)までご連絡ください。

全国道路標識週間

十月七日〜十二日

十月七日から十二日までは全国道路標識週間です。

日頃、何気なく見なれている道路標識も道路の安全・快適・円滑は利用を確保するための重要な施設であり、正確に情報が提供されるよう管理されています。

県・町ではこの道路標識週間を通して、よりよい道路標識にするため道路標識が正しく設置されているか、さらにその管理が徹底されているか検討しています。

- 24日 乳幼児衛生教育(保健室、後一時)
- 25日 一歳六か月健康診査(公、後一時)
- 27日 ジフテリア予防接種(阿小、後一時半)
- 30日 麻しん(新井医院、後二時)
- 10月4日 ジフテリア(井小、後一時半)

◆催しもの◆

司法書士の法律相談

十月一日に宇部市で

司法書士の法律無料相談が次のとおり開かれます。

- ▽費用 無料
- ▽期日 十月一日(火)午前十時から午後三時まで
- ▽相談内容 登記、供託、訴訟書類作成など、司法書士業務に関するもの
- ▽相談会場 山口地方務局宇部支局(宇部市松山町一丁目、電話宇部②七二二一)
- ▽問い合わせ先 山口県司法書士会(電話山口②五二二〇)

工夫と努力で環境改善

心とからだの健康増進



全国労働衛生週間
10月1日〜7日

永